

安全データシート

【混合物用(塗料用)】

1. 製品および会社情報

品名 : GRIP MAINTENANCE CLEANER
製品番号 : GRMC301
会社名 : 株式会社 GRIP
住所 : 〒890-0062 鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目5-30
担当部門 : 技術部
担当者 : 猪俣 康治
電話番号 : TEL 099-297-5455 FAX099-297-5450
緊急連絡先 : 株式会社 GRIP
緊急電話番号 : 099-297-5455
製品の種類 : 天然系塗料
主な用途 : 木工製品、その他

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

急性毒性経口 : 区分4
急性毒性経皮 : 区分外
急性毒性吸入(ガス) : 分類対象外
急性毒性吸入(蒸気) : 区分外
急性毒性吸入(粉塵) : 分類対象外
皮膚腐食性 : 区分2
眼刺激性 : 区分外
呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 分類できない
生殖細胞変異原性 : 分類できない
発がん性 : 分類できない
生殖毒性 : 分類できない
全身毒性(単回暴露) : 区分外
全身毒性(反復暴露) : 分類できない
吸引性呼吸器有害性 : 区分外
水生環境有害性(急性) : 区分外
水生環境有害性(慢性) : 区分外
オゾン層への有害性 : 分類できない

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

- ・引火性液体および蒸気
- ・飲み込むと有害
- ・皮膚刺激

注意書き

予防策

- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地すること/アースをとること。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・取り扱い後はよく洗うこと。
- ・耐熱手袋/保護眼鏡/保護面/保護衣を着用すること。

応急措置

- ・飲み込んだ場合: 気分が悪い時は、医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・皮膚(または髪)に付着した場合: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断/手当をうけること。

- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・特別処置が緊急に必要である。
- ・火災の場合には、消火に粉末又は、炭酸ガス又は、泡を使用すること。

保管

- ・涼しい所／換気の良い場所で保管すること。

廃棄

- ・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

成分および含有量

<成分名>	<CASNo.>	<含有量>	<備考>
n-ドデカン	112-40-3	45～50%	

4. 応急措置

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・出来るだけ速く医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合

- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
- ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火方法

- ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。
- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・指定の消化剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。
- ・水を消火に用いてはならない。

使用可能な消火剤

- ・使用可能消化剤:炭酸ガス、泡、乾燥砂

6. 漏出時の措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は火花防止型のもを使用する。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。

- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- ・取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所換気装置を付け、適切な保護具を付けて作業すること。

保管上の注意

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

組成物質の有害性及び暴露濃度基準

<物質名>	<管理濃度>	<ACGIH>	<IARC>	<LD50>
n-ドデカン				1000000

暴露防止措置設備対策

- ・取扱設備は防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれぬような設備とすること。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備とすること。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

暴露防止措置保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。
- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
- ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用すること。
- ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
- ・密閉された場所では送気マスクを着用する。

9. 物質的及び化学的性質

状態	: 液体
臭気	:
pH値	: 情報を有していない
融点	: 情報を有していない
沸点	: 情報を有していない
引火点	: 54.00°C
発火点	: 情報を有していない
爆発限界	: 情報を有していない
蒸気圧	: 情報を有していない
蒸気密度	: 情報を有していない
密度(比重)	: 0.76
溶解度	: 情報を有していない
n-オクタール/水分配係数	: 情報を有していない
分解温度	: 情報を有していない
その他	: 情報を有していない

10. 安定性及び反応性

反応性・安定性

接触による危険性物質	: 特に情報を有していない。
燃焼による有害性ガス	: NO _x 、CO、その他の低分子モノマーなどのガスが発生する。
その他の反応性情報	: 特に情報を有していない。

その他危険性情報

- ・燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

11. 有害性情報

皮膚腐食性	: n-ドデカン(区分2)
吸引性呼吸器有害性	: n-ドデカン(区分1)

製品に関する有害性情報

- ・健康に有害であり、急性又は慢性中毒の恐れがある。
- ・有機溶剤中毒を起こす恐れがある。

12. 環境影響情報

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する放棄に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」に従って処理をすること。
- ・廃塗料などを焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却すること。

14. 輸送上の注意

共通

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

陸上輸送

- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

海上輸送

- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送

- ・航空法に定めるところに従うこと。

国連番号 : 1263
指針番号 : 128

15. 適用法令

消防法 : 第4類第二石油類 危険等級Ⅲ
有機溶剤中毒予防規則 : -
特定化学物質障害予防規則 : -

16. その他の情報

主な引用文献

- ・(社)日本塗料工業会 SDS・ラベル作成ガイドブック[混合物用(塗料工)]
- ・(社)日本塗料工業会 SDS用物質データベース(塗料用)
- ・(独)製品評価技術基盤機構 化学物質安全性(ハザード)評価シート
- ・溶剤ハンドブック

注意

危険、有害性の評価は現時点で入手出来る資料、データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保障をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特別な取扱いをする場合には用途・用法および状況に適した安全対策を実施の上、取扱いには十分に注意願います。
すべての化学製品には未知の危険性・有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。